



ります。それで長期の積立金と、それから失業給付の残額の積立と、この両方の額が約八億以上になるわけですが、この八億の積立の中からは短期給付の赤字を補填して行つて、ようやく収支のバランスをとつて行つた、こういうふうな状況をこの二、三年間続けて来たわけですが、いよいよ今年度の二十五年度におきまして、いよいよ養老年金も近く開始する、実際に給付が始まつて来る、こういうふうなわけで、短期給付のバランスを従来のように長期給付の積立金から補填するといふふうな政策をとつて行くわけには行かないといふことで今年度の料率改正になつた、こういうふうな状況でございまして、短期給付、長期給付、失業給付といふ三つの保険がそれぞれにおいてバランスをとるようになすべきであるといふのが、今回の料率改訂の趣旨にもなつておるような状況でございまして。

○青柳委員 従前、ひとり船員保険ばかりではなく、厚生年金保険におきましても、その積立金を預金部でもつて各公益事業に使つておつたのでございしますが、船員保険につきましても、そういうことはなかつたのでございします。従いまして、そういうふうな彼此融通できる、こういうふうな相なつておるのかどうか、その点につきましてお尋ねいたします。

○安田政府委員 船員保険の積立金もやはり政府の預金部の方へ入れておりますから、預金部の資金の運用方針に従つて運用されておるわけでございます。

○青柳委員 そういたしますと、長期給付と失業給付におきまして約八億

の積立金があるわけですが、これはただちに短期給付の方に、いつ何時でも使えるという状態にあるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○安田政府委員 失業保険の方は、その年の年度内ではできるわけでございますけれども、しかし長期給付の積立金というのは、御承知のように、長期の給付が始まる、その準備のための積立金でありますから、計算上それだけのものがなければ、将来給付が始まりました場合に、困つて来るわけでありまして、従いまして、それを使うといふことは、いわば邪道のようなことになるのでありますから、慎みたいと思ひます。

○青柳委員 そういたしますと、今まで邪道を押してやつておられた、こういうことになるのでありますか。

○安田政府委員 大体、そういうことでございまして。

○青柳委員 それ以上は追及するのをしばらくやめておきますが、その次に伺いたいのは、標準報酬につきまして、今回船員の最低標準報酬月額が二千円から三千五百円に引上げられたのであります。これを三千五百円にしたという根拠につきまして承りたいのと、それから法文を検討いたしなすると、当分の間こういう措置をとるといふことが附則にうたつてありますが、この「当分の間」といふ、この二つについて承りたいと思ひます。

○安田政府委員 この教則統計資料の四ページをごらんになりますと、「標準報酬等級別被保険者数」というのがございまして、これによりまして、一級の二千円が、普通保険の一番右のところの百分率でございまして、二千円の

ものが〇・〇五六、二千五百円のもの〇・〇三八、三千円のもの〇・〇一〇、これが大体三千円になつて来るわけでございます。これで大体全被保険者数の一八・三二%が、一、二、三級に該当いたします。これが三千五百円に上つて来るわけでありまして、これはわが國の一般的な給与水準から考えましても、船員の給与の実態から見ましても、こういう低額の報酬は実態にあり得ないのではないかと気がいたすのであります。普通船員の給与が、常識から申しまして、随上よりは海上の方が低いといふことは、通常考えられないのであります。現在におきましては、なか／＼標準報酬が的確につかみにくいといふような点もございまして、こういうような状況になつておるのではないかと思つております。そういったような給与の実態に合せるといふ意味と、それからやはり保険料の建て直しという意味から、最初の三等建て直しといふのをこれにあわせて引上げたわけでありまして、それから「当分の間」といふのは、これを全部直したとしてもよろしゅうございすけれども、他の社会保険がやはりこの給付を使つておりますので、船員だけを別なものにいたしますと、いろいろまた不便や混乱を来す。そこでいづれ近い将来にまた年金制度につきましてはかえなればいけませんから、その時まで条文を讀んだりいたします便宜のために、こういう形にいたした方がよろしかろう、こういうことで暫定的にという言葉を入れたのであります。

○青柳委員 昨年の改正によりまして、漁船乗組員につきましても、相当の改正がいたされたのであります。漁船乗組員は季節的な労働に従事する者でございまして、三千五百円以下の者があつたといふことは言えないと思ひますので、それをしも抑して三千五百円にした場合に、そういう船員につきましても非常に気の毒な場面が出て来ると思ふのであります。御当局はいかにお考えになりますか。

○安田政府委員 お話のような場合もあるかもしれませんが、大体半農半漁にいたしましたけれども、年間を通じて月二千円といふのは、ほとんどあり得ないのではないかと、いふことを考へております。またそういうふうなところで、利用率といふものは相当なものでございまして、これに給付いたしております額といふものも相当なものだと思つておるわけでございます。それらのことを考へ合せまして、まあこのぐらゐならば問題ないのではないかと、この点につきましては、保険審議会の船員部会におきましても、事業主側もそれから海員組合の方とも異議がございせんでした。なお社会保険審議会におきましても、この点につきましては問題なく認めていただいておるようなわけでありまして。

○青柳委員 次に給付の改善の面でありまして、今回職務上の事由によるものの障害年金及び遺族年金の額を、一昨年の五倍に上げましたのを、さらに二倍に上げようとする点、また職務外の事由による障害年金に對しまして従前の十倍にしようとする点、これは双手をあげて賛成するものでございまして、そこで承りたいのは、厚生年金との均衡であります。昨年厚生年金の改正におきまして、厚生年金につきましては、従前給付の付額を五倍にしたと思

うのであります。船員につきましても、昨年取残されて非常に気の毒だと思つた記憶があるのでございしますが、今回は逆に船員の方を十倍にしてしまふ。それで厚生年金を五倍でとめおくといふのは、いかにもふに落ちないものであります。この点につきましてお尋ねいたします。

○安田政府委員 教則統計資料の十一ページをごらんになつていただきますと「昭和二十二年十二月前の低額年金受給者数」といふのがございまして、その下の傷害年金のところの職務上の欄は百三十四件で、一人当り金額が三千八百五十四円、職務外が八件で四百六十四円、こういうふうになつております。これは三千八百五十四円が今年二倍になります、それから四百六十四円が十倍になるわけでありまして、これは職務外の方は二十三年の九月一日に改正いたしましたときに、予算の関係で実はこの方に手が及ばなかつた。従いまして、これは当然、当時五倍にさるべきであつたものが、予算の関係上五倍にならなかつたわけでありまして、今度それを、さきの五倍分と今年度の二倍分と合せまして十倍、それでただいま申しましたように、大体これでバランスが合つて来るわけでありまして。

それから厚生年金の方の御心配でございすけれども、これは予算の関係で通常國會の方の法律案に入り、同様二倍の引上げを法案として御審議願いたいと思つて準備いたしております。

○青柳委員 厚生年金の改正につきまして、御考慮願つておるといふようなお話を承つて、これはまた非常にうれしいのであります。どの程度の改正

二

おされようとするか、大体の心持をお伺いしたいと思います。

○安田政府委員 船員保険と同様でございまして、従前五倍に引上げられましたが、また二倍に引上げるということでございます。

○青柳委員 厚生年金を来年度において改正する、船員保険につきましては本年度、たしかこれは来年度の一月一日から施行されると思っております。その点、時間的のずれがあります。その点につきましての御意見を承りたいと思っております。

○安田政府委員 この年金の施行は、これにも書いてありますが、昭和二十六年の五月分から支給するということになっております。それで二、三、四、五でございますが、それから適用して行きますので、ちよつとずれがございまして、これは主として予算の關係と事務上の都合からであります。

○青柳委員 次に料率の問題であります。今回の改正法案の付則の三によりますと、一六%、一四%の引上げを行つておるのであります。その根拠につきましてお尋ねします。

○安田政府委員 この数値統計資料の第一のところでございますが、保険料率というところでございます。種別のところの普通保険の方が傷病給付が従来が六・八九六、長期給付が三・三九八、福祉施設が〇・七〇〇、計といいたしまして一〇・九九四。これが今回は傷病給付が九・三四九、長期給付が三・八九八、福祉施設が〇・七〇〇、合計で十三・九四七。失業保険は同様に二・〇〇〇ということになるのであります。ごらんになりますように傷病

給付のところでは大体上つておるわけでありまして、これは先ほども牛乳課長から申し上げたように、傷病給付が高くなつておりますので、マイナスがあるということと、そのために長期給付の積立金を食つておられますので、それを償還するというのが、この中に入つてゐるわけでありまして。

○青柳委員 平均標準報酬の引上げ並びに保険料率の引上げによりまして、先ほど課長からお話がありましたように、短期給付、長期給付、失業給付、それらのバランスが合うようにするというところに相なるかと思つて、それは来年度をにらんでの間であつて、その後におきましては、引上げをしなくても済むというお見通しであるかどうか。

○安田政府委員 大体三箇年ぐらいでもつて借りたものを返して行くという次第になつております。千分の百六十というのは、当分の間これでよいのではないかと思つて、しかし年金の問題は将来給付がふえて来るということになりますと、この点については、根本的にも少し研究してみなければならぬと思つて、これは陸上の年金と同様の問題でございます。これは社会保障制度審議会の方の勧告もありませんので、その方とららみ合せて十分研究してみたいと思つて。

○青柳委員 大体こまかい点についてはわかつたのでありますが、あと三點ほど従前から問題になつております点につきましてお尋ねいたしました。御当局の御意向を承りたいと思つて。

まず第一点は、漁船乗組員については、資格期間を十五年に短縮されました。その当時も問題にいたしましたのであ

りますが、漁船乗組員と同じような労働過重であるところの機帆船の乗組員並びに火夫につきましては、その当時私がお尋ねいたしました際には、なお研究をするというお話であつたのでございまして。私は機帆船の乗組員あるいは火夫につきましても、漁船乗組員と同じような取扱ひをされたいという氣持を現在まだ持つておるのであります。その点についての御研究並びに将来のお見通しにつきましてお伺いたします。

○安田政府委員 その点につきまして、社会保障制度審議会の勧告もありましたので、十分研究したいと思つて、しかし機帆船の場合に資格期間が短縮されたというのは、半農半漁でありますので、全期間乗つていない者が相当ある。一年の間全部漁船に乗り組んでいないというのが、相当ありますので、そういうものにつきましては、資格期間が十五年ということでは、ほとんど年金をもらふ期間を縮めることができないというのが主たる理由であります。そこで労働過重というだけの問題でございせんので、その点もあわせて考えて行きたいと思つて。

○青柳委員 なおこの問題は、研究されるというお話でありますから、どしどし研究を続行していただきたいと思つて。

第二の問題は、漁船乗組員の養老年金の支給額は、平均標準報酬の二箇月分でありまして、これはいかにも少額に過ぎると私は存じます。この問題と、もう一つは、被保険者たりし期間十年以上十五年未満の者に対しては、一律に二箇月分を支給して、加給がな

いのであります。十年勤めても、十五年勤めても同じであるという船員保険法における欠陥は、なお存続して行くのでございまして、いかにもこの点も不合理であると思つて、この点もありません。保険収入の増加をはかるため、この際何とかして、この点につきまして御考慮を願へなかつたものか、その点につきまして伺います。

○安田政府委員 年金の問題は、御承知のように、陸上の厚生年金の問題として、社会保障制度審議会の勧告でも、いろいろ問題がたつたかございまして、フラットの定額制をとつておるのでございまして、これにつきましてもいろいろ問題があると思つて、あわせて十分研究して、なるべく早く結論を出したいと思つております。

○青柳委員 一番大きな問題として最後に残ります問題は、船員保険の養老年金に關連いたしまして、船員保険と厚生年金保険との間の通算の問題、すなわち船員と一般勤労者との間の通算の問題でございます。この問題は船員保険が始まつて以来の大きい問題でありまして、この点につきましても、ひとついつの日にか解決いたしたいと思つて、この点につきましての御意見を承らせていただきたいと思つて。

○安田政府委員 お話の通り、その点も非常に不合理だ、あまりおもしろくないと思つてあります。これも近い将来の問題といたしまして、十分研究いたしたいと思つて。

○青柳委員 ただいま最後に質問いたしました三つの点は、船員保険の本質的な問題としまして、ずつと研究を続けておられる問題でありまして、どう

ぞ社会保障制度が確立されようとしておるこの際に、その研究を早目にしていただきまして、できるだけ早い機会に実現をはかつていただきたいことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

○丸山委員 ちよつとお伺いたしました。船員保険法の改正を要する事態が、なぜ起つたかと申しますと、ただいまの御説明にございまして、たゞ短期給付が急速にふえて来たということとでも、療養給付の件数が急速に増加してゐるということが、数字にはつきり現れておるのであります。これは他方目下本委員会において審議中の健康保険法の一部を改正する法律案においても、やはりこれと同様な現象がある。これが保険というものの運用において、赤字を起しておる一番の原因であると思つておられます。しかし一方考えますと、被保険者がこの保険制度を利用して件数がふえるということ、これは喜ぶべき現象であると思つて、次第でございまして、これはどういうわけで近年こゝろあつた面において急速にふえて来たというふうにお考えであるか。これは私の私見でござい

ますが、従来は比較的保険における治療は制限を受けた、きゆうくつな不満足な治療であつたということから忌避せられて、棄権しておつた人が相当あつた。それが近來改善せられたために、利用者がふえたものであると、私は実は了解しておるわけでありまして、その意味におきまして、保険の経済を潤沢にして、これに對して行くことを、これは當然であらうと思つて、しかしこれが對症しきれない場

合においては、再び制限診療のようなことが一方において行われて、また古い時代の、保険の給付はいけないうるというふうな、悪い方へ逆行する危険があるようにも考えられます。従いまして、この程度の改正で、この保険の給付件数の増加の趨勢をカバーして行けるかどうか、将来のお見通し、その辺についての御意見を承らせていただきます。

○安田政府委員 お話のように、お医者さんの御協力によりまして、たいへん健康保険の制度が円滑に行つております。そのためにあるいは給付の額がふえたかとも思うのでありますが、船員保険の場合は、実は陸上の場合と違ひまして、業務上のものもこの中に入つておるわけです。それにいたしましてもやはりふえ方がひどい。これを分析いたしますと、性病が三〇%あるのです。本年の六月十日から二十日間の統計によりますと、治療費の中で四〇%ばかりが性病になつておる。これは、非常にゆゆしいこととございまして、単に保険経済のことだけではなくて、船員の保健上の立場から見ましても、たいへんな問題でございまして、いゝこの対策については考へて、予防具を買ひまして、それを各船主に渡すというふうなこともやつておりますし、また船員組合ともよく連絡いたしまして、性病の対策につきまして機関をつくつて、現に案を練つて、おります。そういう意味でこの方面にもう少しくふうをいたしますならば、案外治療費の上昇というものはとまるのではないか。これは現にこの法律案でも示しておりますけれども、そういうふう

うに一部の人がどん／＼そういうた病氣にかかりまして治療費がふえますことは、結局は保険料率の引上げとなつて、自分の肩にかかつて来るわけでございますので、そういう意味から申しましても、海員組合の方からも、全面的な協力の申出がございまして、近い将来この問題につきましても、何とかひとつ診療費がこれ以上に及ばないようにな、船員が性病にもつとかららないような方法を講じて参りたいと思ひます。

○丸山委員 被保険者数の増加の中には、性病が四〇%も占めておるといふことが原因の大部分であるといふお話を承りまして、実は驚いたわけでありま。御承知のように性病の治療は、ペニシリンの注射でございまして、非常に治療費もかさむ疾病でございまして、また国民の道徳面から考へましても、また将来の国民の体位といふことから考へましても、これは殊々に看過することのできない問題だと考へます。ただいまこれに対する対策を考へてお話しになつておるといふことで、たいへん安心したわけでございますが、なお一層この問題に關しましては、社会保険は、予防的の方面に相當のくふうをなされまして、給付を抑えて行くといふことに御努力あらんことを、特に私はもう一ぺんお願いしておきます。

○寺島委員長 船員保険法等の一部を改正する法律案に關しまして、委員長の手元に質疑の通告はただいま参つておりませんが、ほかに本件に關して御質疑はありますか。——御質疑がないようでございますから、次に健康保

險法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き通告順に質問を許します。福田昌子君。

○福田(昌)委員 健康保険で療養の給付の場合ですが、これには結核の給付が費用としてどのくらい含まれておりますか。

○安田政府委員 大体三割五分ぐらいでございます。

○福田(昌)委員 船員保険にはどのくらいですか。

○安田政府委員 一三%か一四%ぐらいです。

○福田(昌)委員 今回結核予防といふことが重点的に取上げられておりまして、予算の面において約六十億の増額がなされたといふことは、まつたく喜ぶべきこととございまして、相当薬剤の面におきましても政府の提供がなされておられますが、そういうた薬剤は、健康保険の面において何パーセントぐらい使用されておりますか。

○安田政府委員 ほんとうの意味の薬剤といふのは、ちよつと今数字を覚えておりませんが、いゝゆる健康保険の方で言つておる薬剤料といふのが大体三七、八パーセントぐらいじゃないかと思つております。

○福田(昌)委員 その薬剤料の中で、政府買上げになるところのストレプトマイシンとかパスとかいうようなものは、どのくらい影響して参りますか。

○安田政府委員 もう一度伺います。健康保険の薬剤料の中に、ストレプトマイシンといふのは、どれだけ入つておるかといふことでありますか。

○福田(昌)委員 そうです。

○安田政府委員 ちよつと資料を持合せておりませんので、あとで調べましてお答えいたします。

○福田(昌)委員 船員保険についてのお尋ねは懸念ですが、船員保険の医療給付が増加しておる。それが疾病の分類において性病が四割もあるといふお話でございまして、性病増加に對して、結局船員保険の療養の給付面の費用の回転基金において、経済危機が起つて来たわけでありまして、その打開策として、たとえば性病の一つの治療費にありま。ペニシリン、サルヴァルサン、そういうた薬を買ひ上げられて船員保険に充てるといふお考えはありますせんか。

○安田政府委員 お尋ねの趣旨は、つまりそういうたような薬を国庫負担にしろ、こういうこととございまして、

○福田(昌)委員 そうでございまして。

○安田政府委員 今のところまだ考へておりません。

○福田(昌)委員 健康の経済危機のために、保険料率の引上げがなされま。したが、今回のこの引上げをもつて、將來健康経済はこれでやや安定する、またさらに短かい將來において、健康の一部改正をするようなことがあるかないか、そういうところの政府の考へを聞きたいと思ひます。

○安田政府委員 健康保険の方の医療の給付、医療報酬の支払い方法その他につきま。社会保険制度審議会の勧告もありま。それらとにらみ合せまして十分根本的な検討をいたしたいと思つておる。そういうことを別にいたしますならば、この料率を引上げていただくことによりまして、少くとも本年度及び来年度あたりは、どうにかこれでやつて行けるのではないかと。いふうな考へでおります。

○福田(昌)委員 たいへん懇切でござい。もう少し内容がどこにあるかといふこと、具体的にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安田政府委員 社会保険制度審議会の勧告の中には、御承知のように国庫負担を二割、結核については五割をやれといふような勧告もござい。それからなお医療報酬の支払い方法といたしましては、診療について制限点数というものを設けて、それによつて健康保険の経済を安定させようといふうなこともあるようでござい。また一部には若干の負担を課しまして、それによりまして受診が濫に流れることを防ぎ、同時に、それによつて保険経済を安定させようといふうなことを言つておる人もござい。私が今申し上げましたようなことを参考にいたしまして、なるべくいい案をつくつて

行きたいと考えております。

○寺島委員長 堤委員。

○堤委員 局長にお尋ねいたします。これは前々国会あたりでも私たちが社会党の方から申し上げた問題でございしますが、労働者の厚生年金積立ではすでに三百億近くになつておるはずでございます。これをたしか大蔵省の方で五分五厘の金利でもつてお使いになつておるわけですが、局長はこの三百億の金に對して、この保険法の一部を改正する以前に、何かこれに関連してお考えになり、また努力になつたことがあるかお伺いしたいと思ひます。

○安田政府委員 堤委員の御質問の趣旨が、厚生年金の積立金を、何か從來言われておりましたように、被保険者の福祉施設の方に還元して使へるという御趣旨なのか、あるいはまた今度の料率の引上げに関連いたしまして、その金をこちらに流して、保険経済の足しにしたらどうかという御意見なのか、その点先に承らせていただきたいと思ひます。

○堤委員 これは私どもの考えといたしましては、この国庫の苦しい場合におきまして、積立ててあるところの厚生年金は、一時これを流用して、ここに充ててしかるべきではないかという考えを持つておるわけです。

○安田政府委員 苦しいときに一時流用いたします。つまり年度内で融通いたします場合は、実は前回にも御説明申し上げましたように、国庫予備金を振りかえて余剰金三十億受けております。しかし厚生年金積立金を使うという事になると、これは将来給付いたします場合に、それがちゃんと確保

に保管されていなければ先で困るわけでありまして、一応保険経済として目安が立つて、たとえば二十六年度に行くなれば、こういうふうな収支のバランスがとれるぞというふうな案があつてないと、かつてに借りて来るというわけにいかぬのじゃないか、こういうふうな思つております。

○堤委員 他の委員から御質問があつたかと思ひますが、わが党の方から要求いたしました資料を拝見いたしました。なるほど先進諸国の保険料率は、千分の六十前後を中心としたしておるようでございまして、これで考えますれば、一応妥当であるので、わが国でもこの辺でいいんじゃないかというふうな御考えがあるのじゃないかと思ひますが、御存じの通り、生活水準、また賃金というものが特別現在問題になつておるのでございまして。この点私にはむしろ諸外国の例を強引にこちらに持つておいてになつたのじゃないかという気がするのでありますが、局長いかがですか。

○安田政府委員 御要求がありましたので、さつそく調べましてこの程度の資料ができた。その生のままをお目にかけたので、決して意見はございませ

○堤委員 私どもはなほこれに不満でございします。局長は強硬策に次ぐに強硬策をもつて来られたやうであります。千円ベース・アップを見込んで、これくらいとつてもいいのではないかと、実に冷酷なお考えを持つておられる。しかもただいま福田委員の質問に對しての答弁を聞いておりまして、そう自信があまりにないやうな感じがございします。

と、私はその根本策というものを、どうしてもつと政府がお考えにならないのかということ、残念に思ふものでございします。これはどうしようもない、他に方法がないからというので、いつもこれで抑して行くというふうな手をおやめになつて、緊急にしかるべき手を打つべく、局長の方で御努力される考えがあるかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○安田政府委員 この法律案をここで御審議願ひまして、幸いに通していただきますならば、十分さういつた点につきましても、当然やらなければならぬと考えて、努力いたしたいと思ひます。

○堤委員 努力いたしたいというお考えでございしますが、この前の料率を上げますときには、私の方の副委員長からこれは強く要望をしたはずでございまして、今日のこうした状態はもうない約束になつておるわけなんです。それをまたほごにしておやりになるのでございしますから、私から申し上げますならば、信じられないのでございします。でありますので、私は保険料を給料の中から源泉として引かれておるところの被用者のために、何とか被用者圧迫の慣習を——局長並びにこの箇に当られる方々もつと真剣にお考えにならなければ、どこまで行つても、被用者に負担させればいいではないか、そうして未収の原因になつてゐるのは、経営者側であるというふうな事実を考へて見まして、私はどうしてこれには賛成することができないという考えを持つておるものであります。与党の自由党におきましては、どういうお考えがあるかしりませんけれども、私の方

ではもう一度党に歸りまして、これを相談いたしませんと、簡単にオーケーと手をあげるわけには行かないのであります。私は局長がどうしてこれをこの国会に上げて、何とかして危機を救わなければならぬというふうなお考えをお持ちのように拝見いたしましたので、あまりこづらぬことを言わないで、おこうという気持ちもなきにしもあらずでございしますが、六千三百七円ベースをわずかに千円ベース・アップしてもらうために、年末労働攻勢をやつております労働者のために、何とか私たちはこれを食いとめたいというふうな気持ちで、実は一ぱいなのであります。昭和二十六年度に繰込みましたところの二十五年度の赤字にいたしましたも、非常に不安でありまして、重ねがさね申し上げるやうに、強硬策をもう一度考へ直して食いとめて、何とか大蔵省と折衝して何かの方法はないか、考へ直してもらえないかと実は思ふのであります。もう万策尽きて、ほんとうにどうにもこうにもしかなかったのか、そのところをもう一度承りたいと思ひます。

○安田政府委員 この前も申したのであります。私も料率を上げました。それから給付の内容を制限いたしました。これは本意ではございませぬ。でありますから、堤委員とまつた他の方方法も考へましたけれども、今早急に間に合う手段といたしましては、これしかない。しかもこの程度ならば被保険者に対して与える影響も最小ではないか、こういうことで、やむを得ずここに持つて来たやうなわけであり

ます。今となりまして、ほかの方法を

また根本的に考へ直すということになりますれば、むしろそのために健康保険制度に時間的に一つのブランクができてはならないかということを、非常におそれているわけでございます。ぜひひつこういふところで当座を切り抜けて行きます。さらに将来におきまして、根本的な対策についても十分私ども努力いたす覚悟でございします。堤委員におかれまして、この点十分御協力いただきたいと思ひます。

○堤委員 ブランクのできませんやうなところを、もう一度大蔵当局に当られて、借金でもしておいて、次の国会でもゆつくり審議するやうにお考え願ひないものですか。

○安田政府委員 先ほどから何度も申すのでありますけれども、借金と申しましたも、その次に埋める当てがなければ、これは貸さないのが普通だと思ふのであります。そういう計画を立てなければ、借金はできないのであります。従ひまして、もしこれをやらなという事ならば、一時借入れをいたしましたとしても、次の通常国会でまた補正予算をやらなければならぬということ、そういう見通しがつきますれば、これは別でありますけれども、今のところ、私どもの判断といたしましては、やはりこの際これ以外に方法がないのではないかと考へて、実はお願いいたしておるわけであり

○堤委員 私も、これには初めから相当反対をいたしておりますので、それから様の方からきられてゐるのだからと思ふのであります。どうやらいくらか問答をいたしておりますけれども、しかたがないいたしましたれば、これ以上

質問をしてもしかなかったが、思ひます。また他の委員も相当御質問になつたところが逐記録に載つておるようございませうから、この辺で、賛成するしないは別として、私の質問は遠慮いたしておきます。

○金子委員 この健康保険並びに船員保険の改正のうち、被保険者の料率の問題につきまして、最初に、私は懇談の形で、与党とか野党とかいうような感覚でなく、この問題に対して一番よく知つておるのは厚生委員だから、その厚生委員の人たちが、安田局長としては、一応打つだけの手を打つて、いかんともしかたがありませんと言われている。しかしながら、役人が政治を全部やつておるのではないから、そこでこの厚生委員会として、話し合いの上で一致した考え方で、もう一度、なるかならないかは別といたしまして、国民のために手を打とうではないかというのを懸念いたしましたのであります。現に本国会におきましても、地方自治の問題につきましては、地方行政委員会が与野党一体になりまして、今度の地方財政交付金の問題について、一致した決議を持つて予算委員会に対して申入れをしておるのであります。不幸にしてそれはものになりませんでしけれども、しかしそれだけの誠意は持つべきだということを私は考えておるがゆゑに、そういうことを懸念いたしましたのであります。その後聞くとところによりまして、自由党の政調といたしまして、これは万策尽きたから、これで賛成するよりははかないというところになつたかのように漏れ承つておるのでありますが、その点私は非常に遺憾なことだと思つております。

す。そこで、先ほどから堤委員の質問に対して、安田局長としましては、これは万策尽きた、従つてこの危機を救うためにいいことだとは思ひながら、けれども、一応こうするよりしかたがなかつた、こういうようなことでありまして、決してこれが正しいという見解は持つていらつしやらない。私はこの問題につきまして、もし国家が近き将来に、この社会保障なり、社会保険の制度について、根本的な考え方をかえなければならぬ、あるいは新しく再出発をしなければならぬという段階に来ておらなければ、現在の社会保険の数ある中で、船員保険や、いわゆる組織労働者の被保険者の負担率というものは、非常に過重になる。でありますから、私はただ労働者のためになんということは言ひません、国民全体の上から見れば、このくらの料率の引上げは何でもない。国民全体の人たちが機会均等の立場に立つ社会保険を行くならば、私はこのくらの料率引上げは当然であると思ひます。まだ悪いと思ひます。しかしながら、これを来年度予算からも、今の十五箇月の予算に組んだとか組まぬとかいうけれども、これは今の政府の方針として一応こうしたのであつて、今組まれておるところの予算というものは、決して日本の来年度財政の金城鉄壁でも何でもないのであります。これは今の段階において、自由党が絶対多数でありますから、それが一致したときに、必ず国会の形式をとるのであります。しかしながら、国民感覚から言つたときに、これ以上の予算はないのだということでは言ひ得ない。そのために、野党も半分はおるのであります。約半分近

くおる。そうしてその人たちの意見が、たとい少数なりとも正しかつたならば、それを通すことが民主国会なのであります。にもかかわらず、この会議のあり方は、常に徒党を組んだ政治でなく、一つの徒党政治だ。そしていつもけんか腰でものをきめるといふことが、この国会のあり方であるとしたか、今の政府の予算の組み方というものは解釈できないのだ。これが絶対鉄壁のものであるというならば、安田局長のいう、これはやむを得ないから通さなければならぬということになるかも知れませんが、私はそういうふうには考えたくない。あれだけの予算があるならば、百億や五十億の金がこの重大な問題に対して出ないということは絶対にない。なるほど、厚生省は政治力はない、また厚生委員会などというものは、おとなしい、はつたりのきかない連中ばかり集まつておるから、委員会にも力がない。しかしながら、ほんとうの国民感覚からこれを考えるならば、そうあつてはならぬと思つておる。であります。でありますから、私はそういう意味から行きまして、これに対して最後にお聞きしておきたいことは、かりに今年これを改正しないでよいとしたときに、本年度一ぱいにどれだけの赤字に、健康保険あるいは船員保険でなるか。かりに十五箇月予算というものを金城鉄壁なものとして、どうにもならなかつたとして、昭和二十六年、来年度の年度末においてどれだけの赤字になつて来るか、その厳格な数字をひとつお聞きしたいのであります。

○安田政府委員 ちよつと計算いたしましたも、健康保険の方でもし料率を上げませんと、今年の年度末に大体十億ばかりの純赤字が出ます。これに徴収が遅れますのが一割くらいございします。で、大体二十八億くらいであります。

○金子委員 十一億で徴収の遅れるのが幾ら……。

○安田政府委員 徴収の遅れまのを含めまして大体二十八億であります。

○金子委員 純赤字が十一億ですか。

○安田政府委員 さうでございます。それから船員保険の方は問題にならぬくらの赤字になります。給付金の五割くらいが赤字になると思ひます。これはもうほうつておけません。現に給付に、つまり支払いに影響いたしておりまして、困つております。そういうことでございします。で、もしこれが通らないということになりますと、先ほど私が申し上げましたように、医者に對する支払いが遅れて来るというふうな事態が起つて来るのではないかと。それによりまして、また医者が協力しないというふうな事態が起る。協力しないから、被保険者の方は保険を信頼しなくなるといふようなことで、そういうつた悪い条件がだん／＼重なり合つて来ますと、やはり大きな問題になつて来るような気がいたします。

○大石(武)委員 ただいま金子委員より、いろいろ御見解を申し述べられたのであります。これに対してわが党の意見というものを申し上げたいところでございますが、それは討論になりますので、いづれ討論が行われるとき、われ／＼の見解を十分に申し上げたいと思つております。ただ一言申し上げておきたいのでありますが、た

だいま金子君は、国民の機会均等ということを申されたのでありますが、これはまったく同感であります。われわれは、日本国民を代表する国会議員であり、またわれ／＼の仲間は、全部の国民を代表するところの政党であると考えておりますので、われ／＼は特定の一部分の利害だけを考へず、全国民の利害、全国民の機会均等というものを中心として、われ／＼は政治を行いたい、こう思つておるのでございします。

今問題になつております。健康保険法の改正でございますが、日本の現在の健康保険の状態をよく見ますと、国民健康保険、政府管掌の健康保険及び組合管掌の健康保険、この三つが、いかなる状態にあるかといふことは、いままさ私に喋々するまでもなく、その実態は十分に御承知のところであると思つております。この政府管掌の健康保険が、いかにいい条件にあるか、その受診率においても、その医療費においても、いかに国民健康保険その他ものものに数倍するいい成績をあげておるかといふことは、今ここに政府に質問するまでもないところでありまして、従つてわれ／＼は、何もこの政府管掌の健康保険が悪くなることを希望するのではない、これ以上よくなることをもちろん希望しておりますが、国民全体の立場として考えます場合に、何ゆゑに政府管掌の健康保険のみが、ずば抜けたいい待遇を受けなければならぬかといふことを、われ／＼は疑うのであります。今回健康保険の一部値上げによつて、大体一万円につき一箇月五十円の値上げになるわけでありまして、これが勤労者にさう重大な負担を

及ぼすとは考えられないのであります。従つて、もしこの値上げができれば、健康保険の危機をいかにして打開するかという問題になります。これはすべての健康保険の危機を打開するためには、根本的な方法がとられなければならない。その方法は何かあるかと申しますと、結論的に言いますと、要するに医療費の国庫負担と、もう一つは適正なる診療の基準をきめようというこの二つ以外にないのであります。しかしながら、この点われわれもこの法律案が出来る前に、来年度の予算が決定される前におきまして、この問題を解決したいという念願のもとに、社会保障制度審議会、あるいは党の立場において、あらゆる努力を払つて参つたのであります。不幸にして来年度においても、あらゆる角度から検討しまして、この根本的な対策をとり得ないという結論に到達したのであります。従つてわれわれは、この国民の医療に最も重大なところの健康保険というものを破壊したくないために、これを正しく伸ばすためには、どうしてこの際これらの処置をとらなければならないという結論に到達したのであります。決してわれわれも、この問題に對して無差別に国民を圧迫して、何でもかんでも健康保険の維持をはからうという考えではないのであります。しかも社会保障制度といつたものは、わが国の国民にとつて最も重大なものの一つであります。しかしながら、このようなわが国の哀れな経済の状態において、しかも最近このような思想が起つたということを考えます場合に、現在の日本のばらばらな非常な哀れな社会保障制度というものを、一

挙にして、一瞬の間にこれを完全なものにするということは、絶対不可能なことではあります。やはり五年なり十年なりの長い期間をもつて、初めて完全なものができることとわれわれは思ふなければならぬのであります。このような問題を考え合せます場合に、いたずらにこの問題が社会保障制度に相反するものであるということをお考えは、なるほど近視眼的に見ればそういうお考えもできると思ひますが、長い立場から見ます場合には、一歩前進して、要するに飛び上る前に体を曲げるという考えのもとに、ぜひともこれはやむを得ない措置であるといわれわれは考へるのであります。一応ここにわれわれの見解を申し述べる次第でございます。

○堤委員 ただいま大石委員からお言葉がございましたので、私はちよつと反駁させていただきます。一万円につき五十円上げることが、いかほどの影響があるかというお言葉があつたのでございまして、その言葉自体の中に問題があるのでございます。ドッジ・ラインの犠牲になつて、六千三百七十四人を今まで押しつけられて来たのはだれか、特に医療の保険の問題で苦しんでおられるのはどの階層かということ、特に見てやる必要があるということ、この見解に立つて——何も差別をつけようというのではありませんが、そういう点において、私は差別のあるものを無差別にせんがために主張しておるのであります。そこは見解の相違かもしれません。私は一万円のうち五十四円上げること自体に、いかほどの影響があるかというような頭をもつて、自由党が今日政策をおやりになつてお

るから、こういうことになるのではなかつたかと考へるのでございます。なお私がいつい自由党の委員諸公に希望したことは、たとへばこの健康保険法の一部を改正する法律案の審議をします以前から、自由党にお歸りになつて、党内でどれだけの御努力をなさるべきかと。たとへば大蔵委員会との連合審議などは、この委員会の委員諸公が党へ歸つて御主張になれば、おそらく私は実現可能であつたのではないと思ひます。そうした努力さえも、委員長みずから一度もなさつたことがないように私は拝見するのでございまして、そういうことをやつておつて、おこがましくも、それが社会保障制度への一歩前進、あるいはパネの縮みであるといふ御意見をもちになつたこと、これくらいはなほだしいものはないと思ふのであります。

それから議事進行について、委員長にお願ひしたいことは、いま一度私たちは、この委員会の名において、大蔵委員会との連合委員会を開かれてはどうかということ、この委員会に提案するものでございまして、なすべき努力がまだなされていなくて、金子委員のおつしやるように、これを一種の党内事情によつて持つて行くこととなさるところの自由党と私は同調することではできないのであります。あまり党利的な言葉を発しますと、空気にさかちますが、大蔵委員会との連合委員会をもう一度持ち直していただくように努力していただきたい。委員長はそれについて努力される意思がありますか、また自由党の委員諸公は、なおそ

の努力をなされる余地があるか、また熱意があるかどうかお聞かせ願つて、できるならば詰つて、できるだけもう一度連合委員会の審議に持つて行きたいと思ひます。

○福田(昌)委員 一点だけお尋ねいたします。結核の予防対策といふものは強化されましたが、それが船員保険及び国保、健康にどれだけの影響があるかといふところの概略を、金額の上において御答弁願ひたい。

○安田政府委員 結核に対する対策は、来年度の予算に計上されておるわけでございます。なおまたその具体的な実施の方法につきましては、決定したところまで行つておらぬように聞いておるのであります。一席私どもが推算いたしました数字によりますと、政府管掌の健康保険で一億一千六百五十三万六千、それから船員保険におきまして四百八十一万円ばかり、これが今度の結核対策によつて保険にいい影響を与えるだろうという数字でございまして、もつともこれは国庫負担の額でございまして、今のところの案では、この国庫負担が四分の一に働きますから、結核対策としては、それが四倍に使われるわけでありまして、それが……

○寺島委員長 ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○寺島委員長 速記を始めて……

○池田(善)委員 五分といふことではあります。そういう制限は私不賛成です。五分でできれば打ち切りますが、できなければ少し延ばしていただくべきです。健康保険法の一部を改正する法律案ですが、健康保険という制度が、はたして実際にうまく運営されているものかどうか。うまく行つていないとすれば、どういふところに根本的な欠陥がありまして、それでうまく行つていないのか。しからばこの健康保険を改正するについては、そのうまく行つていないところを、うまく行くように改正するのが、政府の立場であらうと思ふのであります。健康保険が実施されておりますけれども、保険組合の財政が不如意で、なか／＼お医者さんに金を払えなかつたり、いろ／＼支障を来しておる。こういう根本原因ははたしてどこにあるのかといふことを、まず最初に伺ひたいと思ひます。(まじめに質問をしる)と呼ぶ者あり。まじめに質問をしるやうが、私は健康保険法の一部を改正する法律案について、その根本対策を質問しておるのであります。それをふまじめだといふ理由を聞きたい。

○寺島委員長 静粛に願ひます。

○安田政府委員 健康保険制度は、最近非常に運営がうまく参りまして、被保険者に喜ばれ、利用率が非常に高まつております。あまりうまく行き過ぎまして、経済面で少し赤字が出たといふようなことになつておりますが、こゝで御審議願つております若干の料率の引上げをいたしていただきますならば、大体つじつまが合うのではないかとと思つております。

○池田(善)委員 たいへん健康保険組合がうまく行つていふという御答弁であります。私は土浦に任んでおりますが、土浦におきましては、健康保険料が非常に滞納が多くて、そのために組合が破綻に瀕しておる実情であります。こういうような状態が出てくるのであります。実際にそういう窮状があ

印刷者 印刷所